

役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千歳会（以下「法人」という。）定款第8条及び二十一条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員・評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。報酬等と費用とは、明確に区分されるものとする。/費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の額)

第3条 役員等報酬は、社会福祉法人千歳会定款第8条及び第21条に定めるところであり、役員についても上限を20万円とする。また報酬額については前年度のものに関する定時評議員会で決議する。
役員等報酬額は次のとおりとする。

令和8年度については、理事・評議員及び評議員選任解任委員について無報酬とする。監事については年間上限5万円と定める。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は令和8年度第1回評議員会の議決日から施行し、令和8年4月1日から適用する。